

学校危機管理マニュアル

1. 火災発生
2. 地震発生
3. 在校時における津波発生
4. 不審者侵入
5. 災害時の保護者への引き渡し
6. 事故発生時の校内救急体制について
7. 資料
 - 保護者連絡
 - 救急車要請
 - 防火管理責任者
 - 避難経路

令和7年度
津幡町立英田小学校

1. 火災発生

<授業中>

第1避難場所：運動場中央部山側（学年数字板前） 第2避難場所：あがたの里

非常ベル

教頭 通報 職員室在室者 津幡町消防本部 288-3000
・全ての行動を止め、放送を待つ。

放送による指示

教頭（不在の場合は職員室在室者）
・出火場所、避難場所などの放送を最後までよく聞く。
・出火場所を指さし確認。

窓を閉め、電気を消す

授業者
・授業者は、学級名簿を持つ。

避難・誘導

授業者
・各クラス2列に並んで避難する。
・校舎内は、ハンカチで口・鼻を押さえながら走らず避難する。
・内履きのままで外に出る。
・校舎の外に出たら、駆け足で避難場所に移動する。

人員点呼

授業者
・授業者は素早く人数を確認し、校長（不在の場合は保健主事・教務主任）に報告する。
「〇年〇組 在籍〇名 欠席〇名 現在数〇名」

空き時間の職員は、各階に分かれ、残留児童を確認する。

おさない
かけない
しゃべらない
もどらない
を守る

<休憩時間中>

第1避難場所：運動場中央部山側（学年数字板前） 第2避難場所：あがたの里

非常ベル

教頭 通報 職員室在室者 津幡町消防本部 288-3000
・全ての行動を止め、放送を待つ。

放送による指示

教頭（不在の場合は職員室在室者）
・出火場所、避難場所などの放送を最後までよく聞く。
・出火場所を指さし確認。

窓を閉め、電気を消す

学級に残っている児童
・職員室の「健康しらべ」は教頭（不在の場合は職員室在室者）が一括して持ち出す。

避難・誘導

各担当（担当場所に立って避難児童を指示、誘導）
・各自で一番近い出口から避難する。
・校舎内は、ハンカチで口・鼻を押さえながら走らず避難する。
・内履きのままで外に出る。
・校舎の外に出たら、駆け足で避難場所に移動し整列する。

人員点呼

学年担当者
・学年担当者は素早く人数を確認し、校長（不在の場合は保健主事・教務主任）に報告する。
「〇年〇組 在籍〇名 欠席〇名 現在数〇名」

職員は各担当場所に分かれ、残留児童、戸締まり等を確認する。

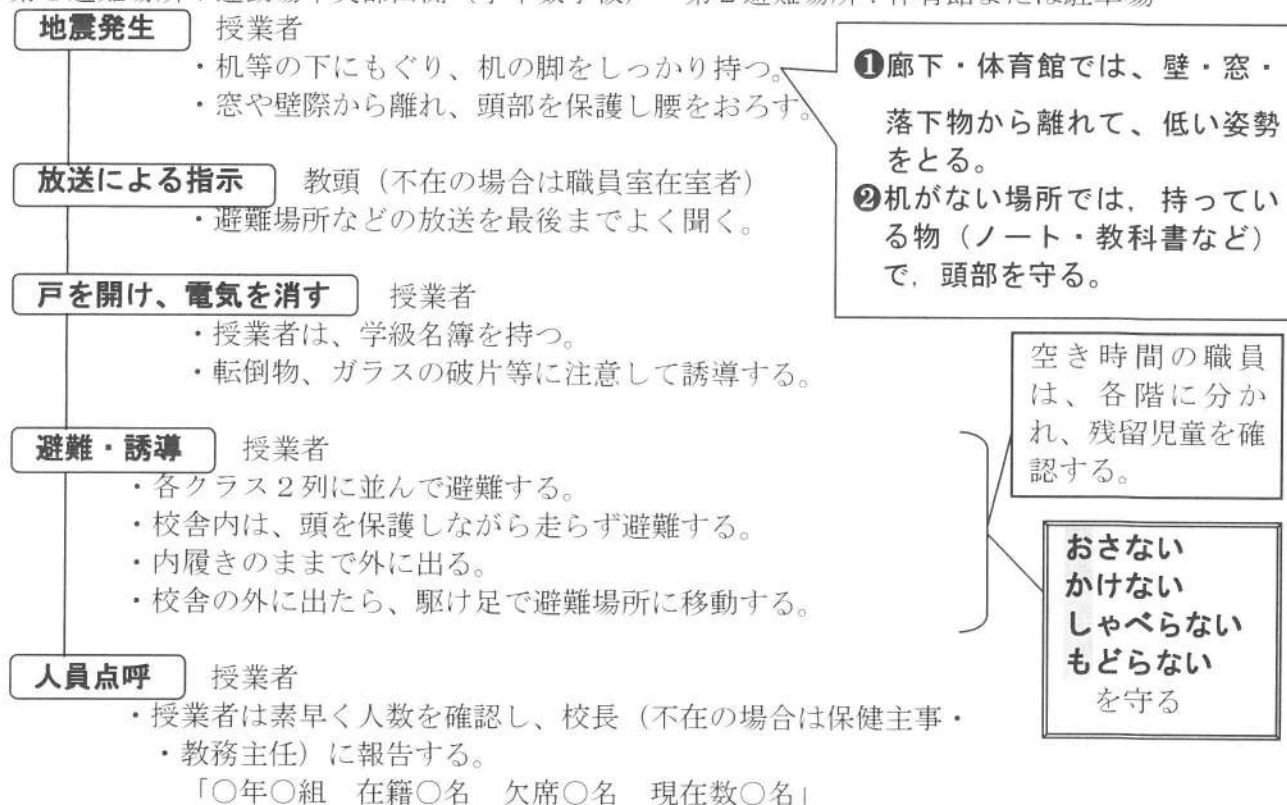
おさない
かけない
しゃべらない
もどらない
を守る

*保護者への引き渡しが必要と判断される火災発生の場合は、引き渡しマニュアルに従い引き渡す。

2. 地震発生 ★先生や放送の指示の重要性を指導し、怖くても声を出さないようにする

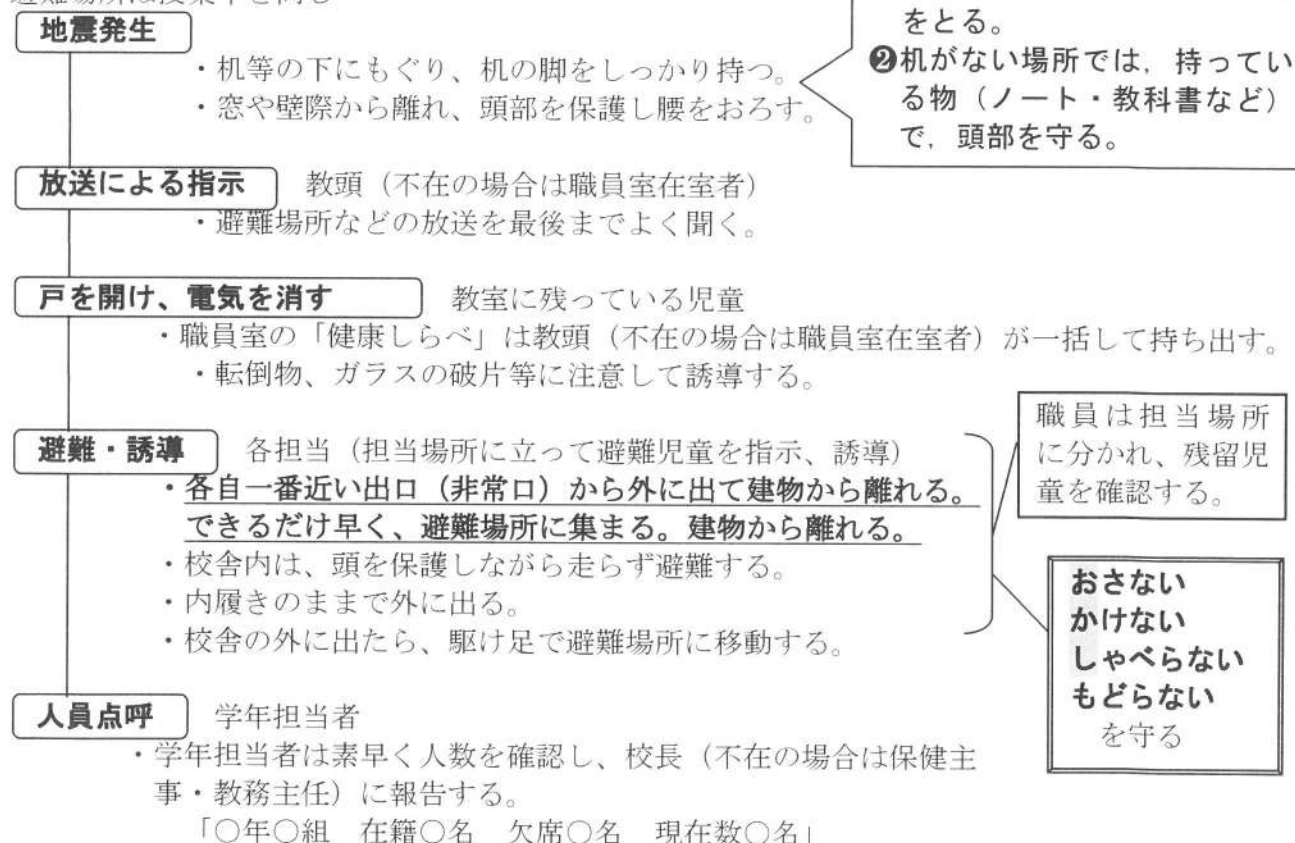
<授業中> ★緊急地震速報や揺れを感じたら、出入り口を開ける

第1避難場所：運動場中央部山側（学年数字板） 第2避難場所：体育館または駐車場



<休憩時間中>

避難場所は授業中と同じ



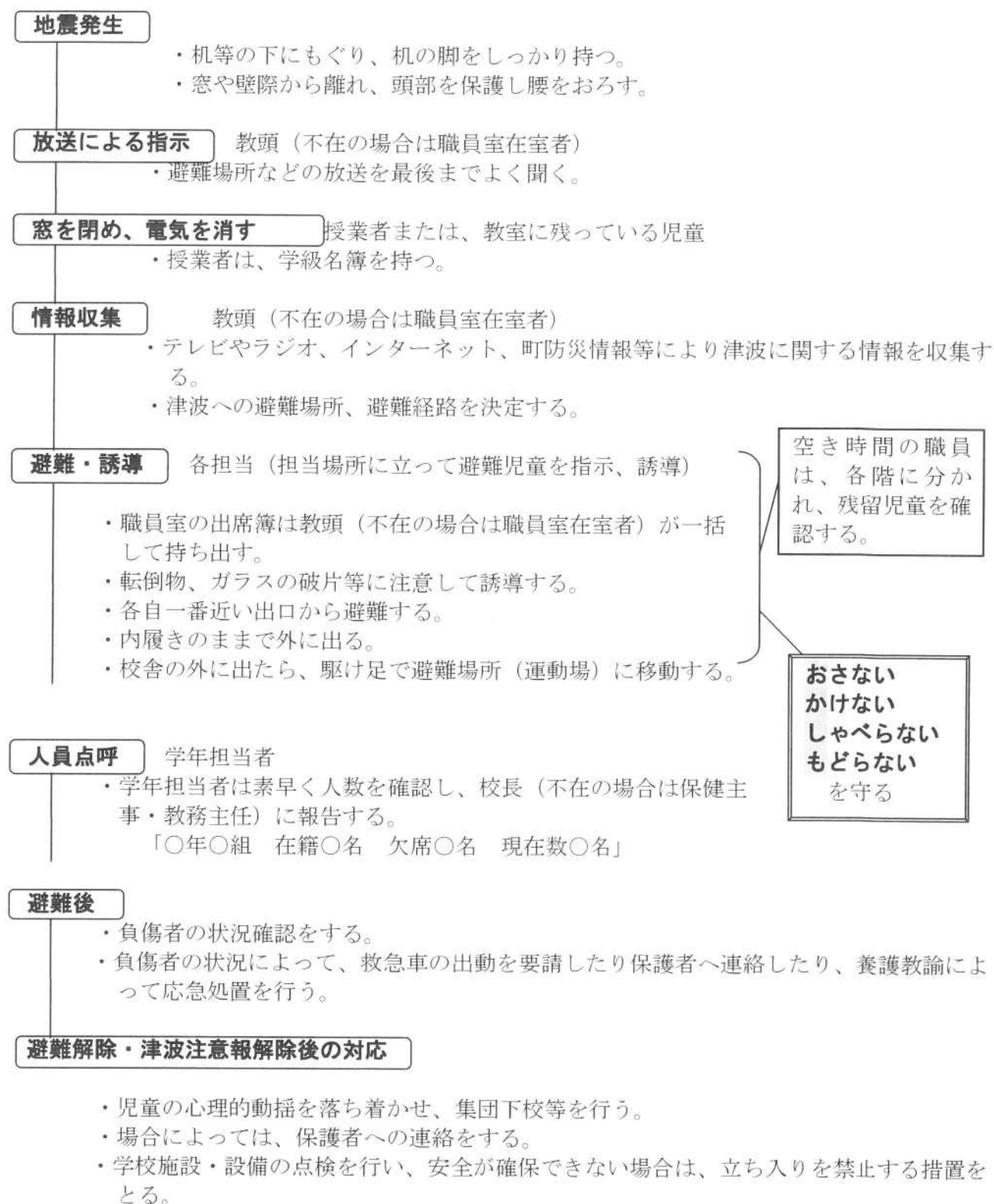
*保護者への引き渡しが必要と判断される地震発生の場合は、引き渡しマニュアルに従い引き渡す。

3. 在校時における津波発生

本校は海拔 14.8m に位置し、近隣施設中最も高い。従って、原則として学校待機とする。

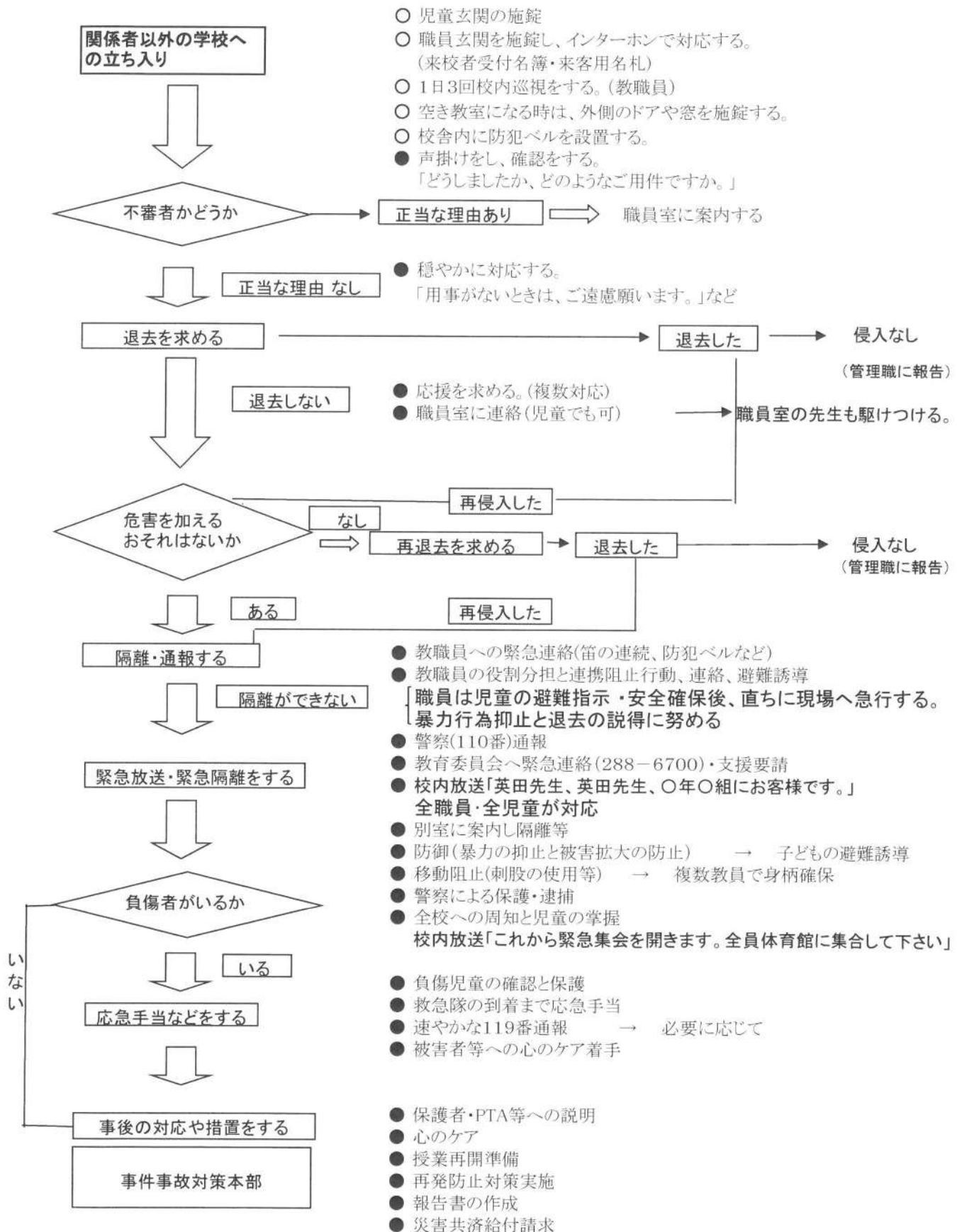
第1 避難場所：学校

第2 避難場所：森林公園能瀬口林道



*保護者への引き渡しが必要と判断される津波発生の場合は、引き渡しマニュアルに従い引き渡す。

4. 不審者侵入時



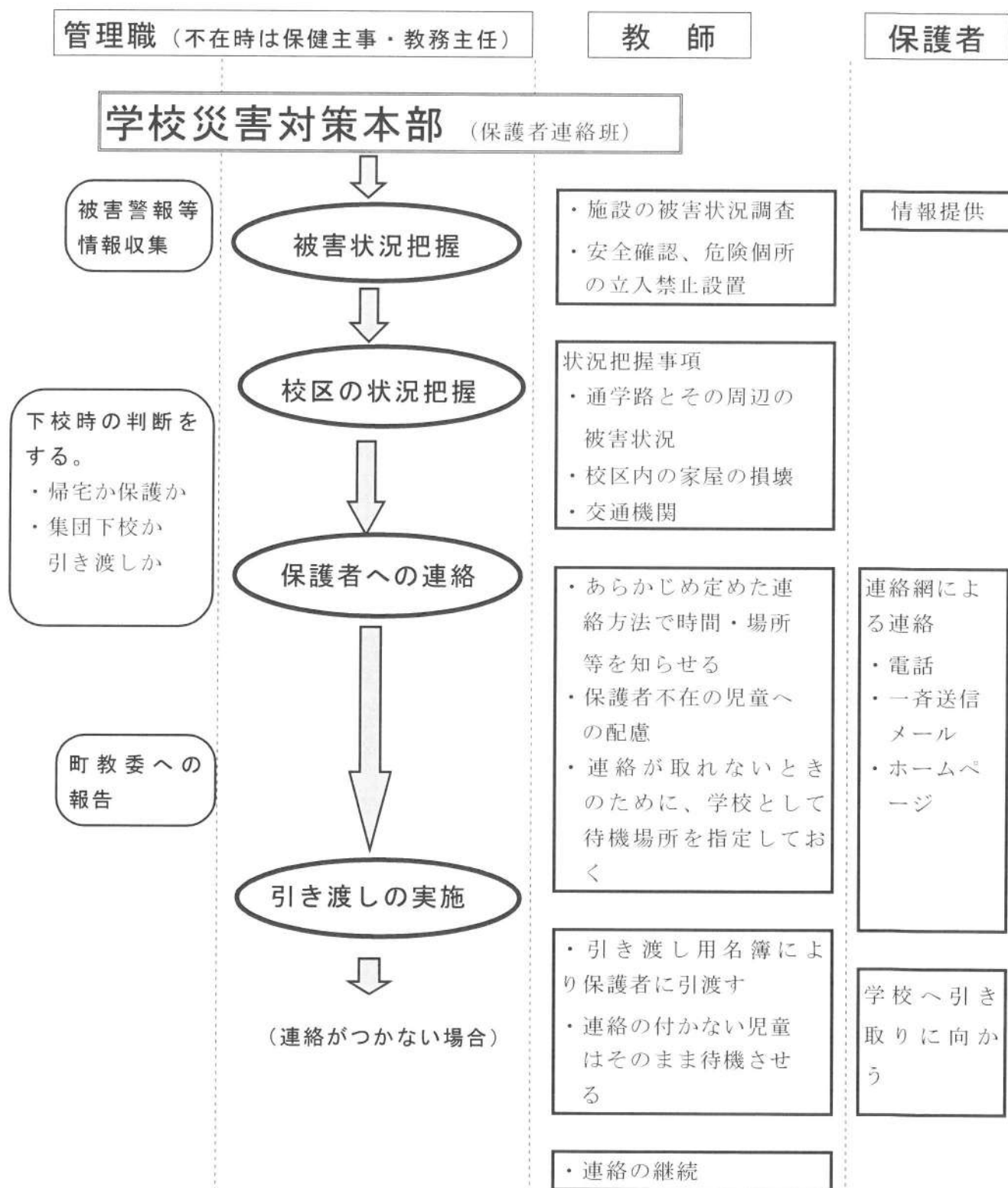
※ 児童には下記の行動が取れるよう年度初めに指導する。

① 安全行動 (しゃがむ・かくれる・じっと静かに待つ)

② 避難行動 (不審者から離れる・大人の多数いるところへ逃げる)

5. 災害時の保護者への引き渡し

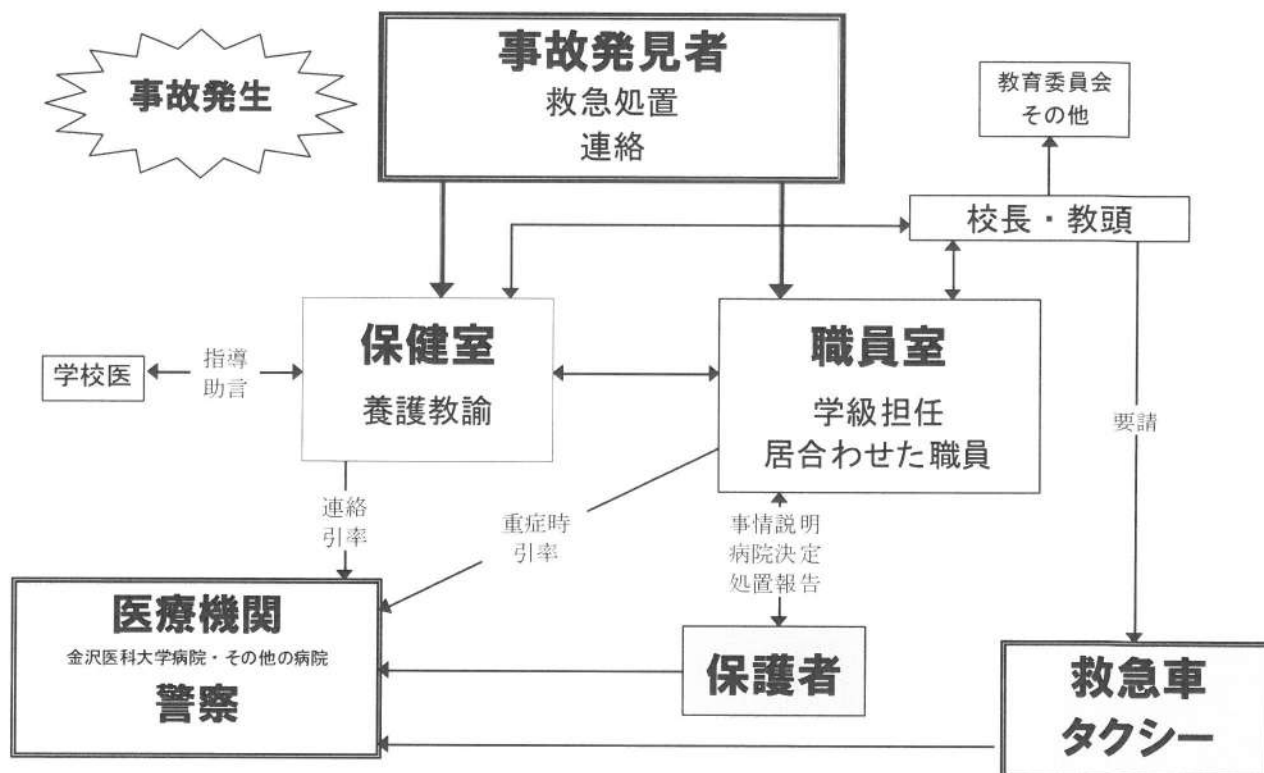
基本方針：「警報」が発表された場合、学校・校区に災害（火災・地震・津波・土砂災害・水害）が発生した場合に対応を行う。警報発生で留め置き、解除または注意報にかわったら集団下校、現象が発生したら引き渡しとする。



◆引き渡し実施上の留意点

- 引き渡した教職員、引き取った保護者がともに引き渡し用名簿に確認の署名をする。
- 保護者の迎えが遅くなっている児童の精神的ケアに努める。
- 災害が発生するおそれがある場合、保護者とともに学校にとどめおくこともある。

6. 事故発生時の校内救急体制について



- 1 事故発生の場合は、すみやかに校長（教頭）に報告し、適切な対応を行う。
ただし、緊急を要すると事故発見者等が判断した場合には、直ちに「救急車」を呼び、その後、校長（教頭）に報告する。・・・「救急車要請」別紙参照
- 2 養護教諭は救急処置を行い、傷病の程度を校長（教頭）へ報告する。
- 3 学級担任は校長（教頭）へ報告し、保護者へ連絡をとる。・・・「保護者連絡」別紙参照
 - ・ 児童の緊急連絡先へ電話をする。
 - ・ 受診の必要性を説明し、希望の医療機関を聞く。
 - ・ 保護者に連絡が取れない場合は、「わたしの健康」ノートを参考に搬送する。
 - ・ 保護者には、できるかぎり医療機関へ来てもらう。
- 4 養護教諭（不在時は学級担任、教頭）は医療機関へ移送する。
 - ・ 原則としてタクシーを利用する。利用後は事務職に報告する。
 - ・ 医療機関へは事前に連絡をし、症状を伝え、応急手当などの指導を受けるとよい。
 - ・ 「保健連絡票」、携帯電話、現金、メモ、筆記用具などを持って行く。
- 5 事後措置（学級担任）
 - ・ けがの発生状況、対応を校長・教頭に連絡する。
 - ・ 「事故報告書」を記入し、養護教諭に提出後、スポーツ振興センターへ申請する書類を保護者へ渡す。
 - ・ 当日中にけがの状態がどうであったか、家庭へ見舞いの電話をする。
 - ・ 加害児がいる場合は、双方と周りにいた児童にも状況を聞く。

※「救急車要請」「保護者連絡」は、職員室電話・保健室に掲示あり。

救急車要請

救急車要請基準

意識喪失・心臓停止・ショック症状・けいれん・激痛の持続するもの・
多量の出血・骨の変形・大きな開放創・広範囲の火傷・高所からの落下・
溺水・中毒など

おちついて **1 1 9 番** (携帯電話も 1 1 9 番)

「救急車をお願いします。」

	連絡事項	例
1	学校名 所在地	津幡町立英田小学校 津幡町能瀬井 3 6 番地 2 8 8 - 8 5 3 3
2	事故発生の時間 人数、性別 事故の状態・容態	〇〇時△△分、□年生の男子 1 名が、階段で転倒 し後頭部を打ちました。 (意識は。呼吸は。脈拍は。出血は。) ※内科的疾患の場合は、持病・かかりつけ医も告げる
3	応急手当の指示を得る	人工呼吸をしています。 他に何をしたら良いですか？ ※保温、首を動かさないなどの指示を得る。
4	搬入口	正面玄関から搬入をお願いします。

☐ 職員は一人、校門付近で救急車の誘導をする。

☐ 救急車到着までの観察事項、手当事項、時間を記録しておき救急隊員に引き継ぐ。

(救急車に同乗する場合の持ち物)

わたしの健康、携帯電話、お金、メモ帳、筆記用具など

保護者連絡

《けがをした児童を病院へ移送するとき》

★お子さんがけがをしました。

① いつ どこで どうしていて どうなった

② **どんな様子なので** ※けがの様子・病院受診の判断

傷が深い 痛み・腫れが強い 痛みが続いている 念のため（安心のため）
整形外科 形成外科 歯科 口腔外科 眼科 耳鼻科

③ **病院へ連れて行きたいのですが、かかりつけの病院はありますか？**

- ・ 希望がない場合は、養護教諭と相談し学校側で決定（診療時間、休診日に注意）
- ・ 保護者が連れて行くという申し出があれば、学校へ迎えに来てもらう。

④ **都合がつくようでしたら、病院へお願いします。**

- ・ 大きなけが、治療方針を相談されそうな場合は、保護者に必ず病院に来てもらう。
- ・ 保護者が病院に来られない場合、できるだけ今日（近日）中に**保険証を持って病院**へ行き、けがの状況や治療内容について医師から説明を受けてもらう。
- ・ 治療費は保護者に支払ってもらうが、スポーツ振興センターへ治療費を申請することができる。（申請の用紙は後日渡す）

《受診の必要のないけが・病気の家庭連絡（注意を促す連絡）》

★すぐに受診するほどではないが、保護者に連絡しておくことが必要だと思われる場合の連絡
（微熱・体調不良などで、保健室で休養してもすっきりしないなども）

	連絡事項	例)
1	いつ？	1 限目の体育の授業中
2	どこで？	体育館で
3	どうして？	跳び箱から落下して
4	どんな様子？	頭をうちました。 吐き気はなく、打ったところの痛みがありました。
5	学校での処置 病院は？	保健室で冷やし、1時間ほど安静に休ませて、様子をみましたが、その後 教室で元気に過ごしました。 学校では、大丈夫なようでしたが、頭のことでですから、おうちでも様子を見られてください。頭痛や吐き気がありましたら、受診をお願いします。

※直接電話で連絡するか、連絡帳・保健室のカードで連絡するなど、必ず保護者への連絡をする。

(1) 消火栓、消火器及び防火シャッター等の設置図

①	最高責任者	校長	中島	美穂
②	防火管理者	教頭	長丸	貴子
③	火元責任者	各担当	校舎	図参照

- 1 氏名は経営管理・火元責任者を示す
2  印は消火器のある場所を示す
3  印は消火栓のある場所を示す
4  はシャッター、防火戸のある場所を示す

楽器庫
坂口

音楽室
坂口

屋上広場

教頭

廊下 坂口

工具室
徳山

図工室
徳山

車タンク室
教頭

南階段
安田

6の1
荒木

特活室
小林

5の1
小林

4の1
松本

少人数
坂口

資料室
徳山

3の2
坂本永

3の1
安田

WC
安田

廊下 荒木

洗面所 小林

理科準備室
荒木

教材庫
小林

ワークスペース 小林

洗面所 小林

理科室

北階段
坂口

中央階段
教頭

廊下 清水

図書室

清水

準備室

寺前

放送室
坂口

廊下 松本

廊下 寺前

WC
松本

更衣室
教頭

校長室
教頭

湯茶室 寺前

印刷室 寺前

職員室
寺前

会議室
寺前

園芸等倉庫
田中

池
田中

プール
松井

運動場
松井

プール横体育用具庫
松井

避難経路
小林

二次避難場所
小林

[illegible]

Ⅶ 危機管理

1 危機管理体制

(1) 避難訓練

事件・事故・火災・地震・風水害による災害等の発生に対し、児童及び教職員の安全を確保するとともに、学校教育の円滑な実施を図るため、児童の発達段階、学校や地域の実情、過去の災害発生事例などを踏まえながら、計画を作成し実施する。

①訓練の目的

ア 児童が、事件・事故、火災・地震・風水害による災害などから自らの生命を守るために必要な事項について理解を深め、安全な行動をとる能力や態度を育てる。

イ 事件・事故、火災・地震・風水害による災害などが発生した場合、児童の避難誘導などの適切な緊急措置を講じることができる体制を整える。

②訓練の留意点

ア 職員の役割分担や指揮系統を明確にする。

イ 児童の避難経路、誘導組織などを具体的に示す。

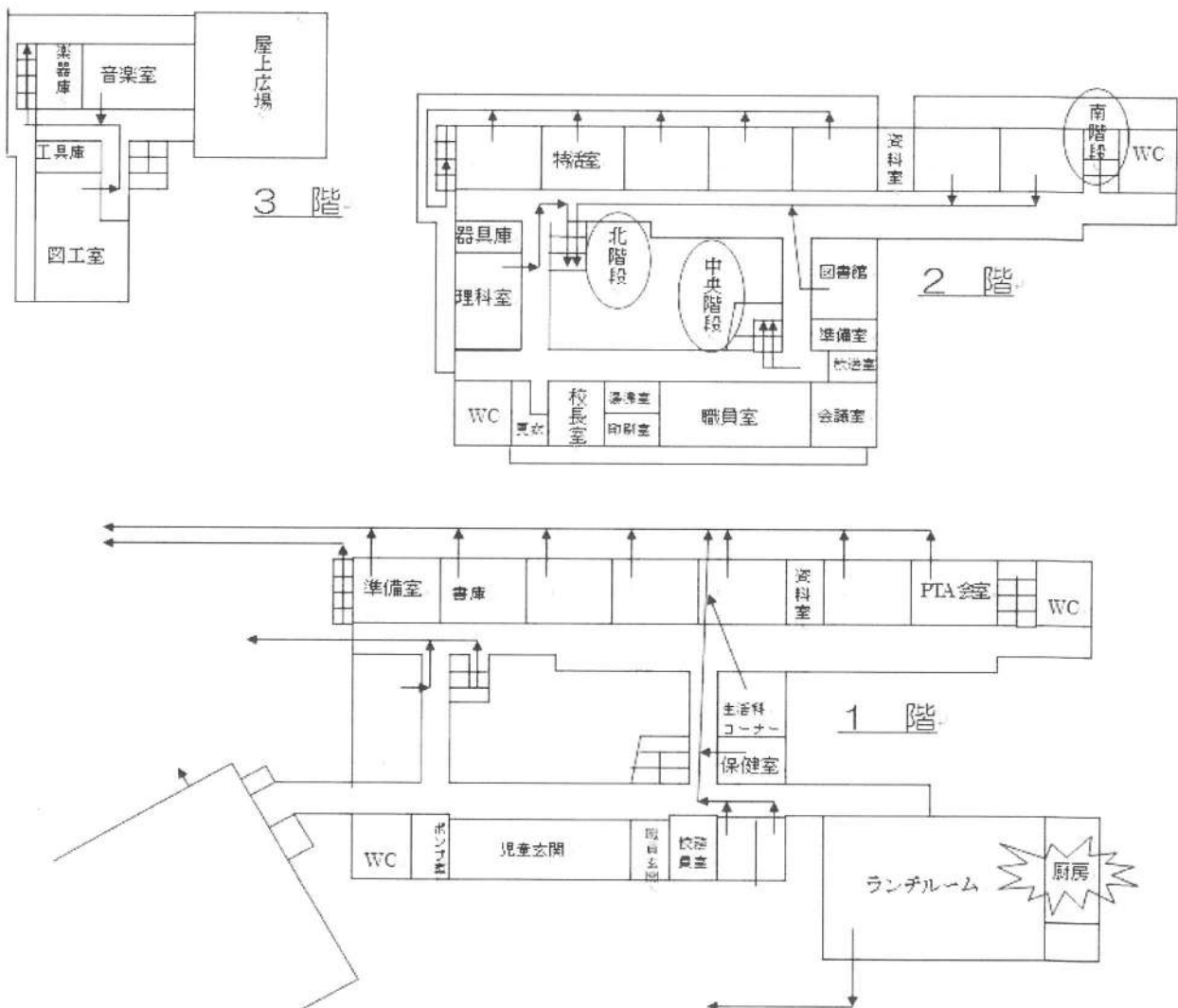
ウ 事件・事故、火災・地震・風水害による災害などに合わせて、基本的な安全行動が取れるように訓練する。

エ 場面の設定などにあたっては、児童の恐怖心をあおりすぎないように留意する。

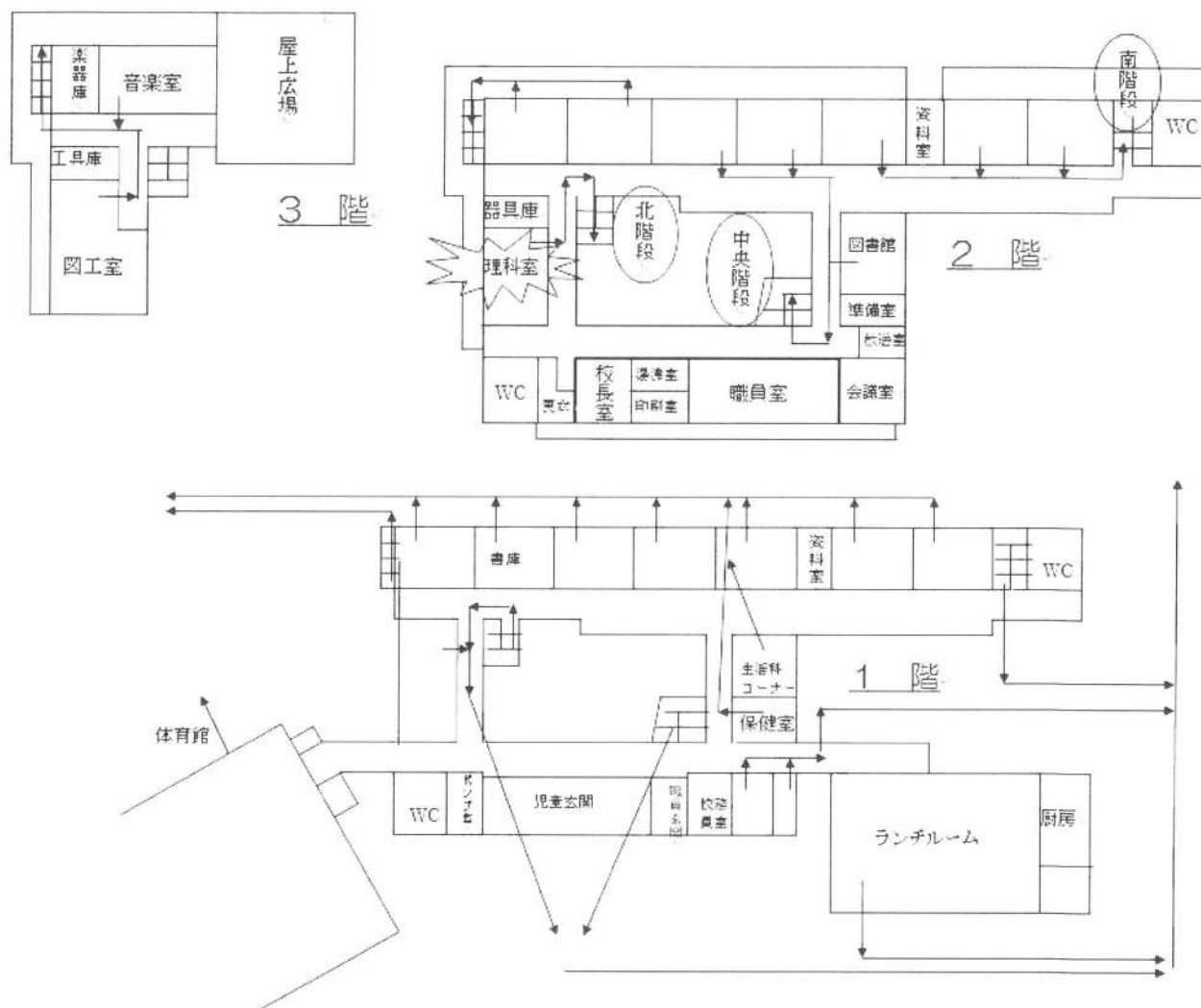
オ 消防署や警察などの関係機関との密接な連携をもとに実施する。(年2～3回)

③避難経路

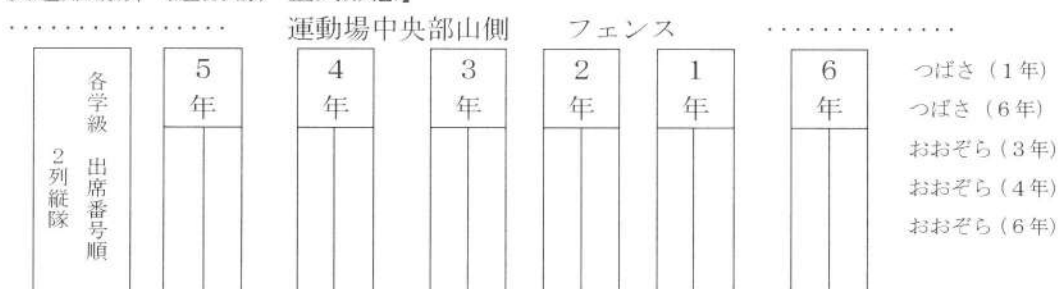
【厨房（給食準備室）出火の場合】



【理科室出火の場合】



【第一次避難場所（運動場）整列形態】



【第二次避難場所（児童玄関前）整列形態】



【学校が使えない場合の第二避難場所】

・火災時：あがたの里

・津波時：森林公園能瀬口林道